

第68回上益城郡民体育祭が開催されます

☎ 社会教育課 社会体育係 ☎ 282-1261

開会式 7月8日(日) (山都町 中央体育館)

7月1日(日)開催競技

サッカー (嘉島町総合運動公園 陸上競技場)

7月7日(土)・8日(日)開催競技

相撲 (甲佐町 前田相撲場) 7日のみ開催

軟式野球 (嘉島町総合運動公園 野球場)

ソフトボール男子 (山都町 中央グラウンド)

7月8日(日)開催競技

陸上競技 (嘉島町総合運動公園 陸上競技場)

水泳 (嘉島中学校プール)

ソフトボール女子 (山都町 中央グラウンド)

ソフトテニス (甲佐中学校 テニスコート)

卓球 (山都町 浜町体育館)

バドミントン (山都町 清和体育館)

バレーボール男子 (山都町 矢部中学校体育館)

バレーボール女子 (山都町 矢部中学校体育館)

バスケットボール男子 (御船中学校体育館)

バスケットボール女子 (御船中学校体育館)



柔道 (山都町 矢部高校武道場)

剣道 (山都町 蘇陽中学校体育館)

空手道 (御船町 スポーツセンター武道場)

弓道 (山都町 第二弓道場)

銃剣道 (甲佐中学校体育館)

ゲートボール男子 (山都町 そよ風パークアスレチック広場)

ゲートボール女子 (山都町 そよ風パークアスレチック広場)

グラウンドゴルフ男子 (山都町 そよ風パーク 芝生広場)

グラウンドゴルフ女子 (山都町 そよ風パーク 芝生広場)

児童手当現況届について

◎児童手当・特例給付現況届

児童手当および特例給付(以下、「児童手当等」)は、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人に支給されます。

児童手当等の支給を受けている人には、役場子育て支援係から「児童手当・特例給付現況届」を送付しますので、受付期間中に子育て支援係に提出してください。提出がない場合、6月分以降の児童手当等が受けられなくなります。

また、公務員などの共済組合に加入している人は、勤務先での手続きになります。

詳しくは、役場子ども未来課子育て支援係までお問い合わせください。

◎支給対象児童および支給額(児童1人当たりの月額)

対象児童	支給額
3歳未満	15,000円
3歳～小学生まで	第1・2子 10,000円
	※第3子以降 15,000円
中学生	10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

☎ 子ども未来課 子育て支援係 ☎ 282-1346

▼受付期間 6月5日(火)～29日(金)
9時～17時(土、日、祝日を除く)
(※5日、12日、19日、26日のみ
19時30分まで受付可)

▼提出方法 子ども未来課へ直接持参

▼現況届の手続きに必要なもの

- ①児童手当・特例給付現況届
- ②受給者本人の健康保険被保険者証の写し
(子どもの分ではありません)
※御船町国民健康保険加入者は不要
※役場でコピーする場合は10円が必要
- ③印鑑
- ④養育する児童と別居している人
児童が暮らす世帯全員の住民票(本籍と続柄が省略されていないもの)と別居監護申立書(御船町ホームページよりダウンロード可)

平成30年度から国民健康保険税の税率等が改正されます

国民健康保険制度等に関することは ☎ 町民保険課 保険係 ☎ 282-1113
国民健康保険税額の算定に関することは 税務課 課税係 ☎ 282-1114

平成30年度から国民健康保険制度は、持続可能な医療保険制度を構築するため、都道府県と市町村が共同保険者として運営することとなり、御船町は熊本県が提示した国民健康保険事業納付金を納めることになりました。

国保税による収入は、この納付金に充てることとなりますが、平成30年度分の納付金につきましては、従来の国保税率では収入が不足することが見込まれる

ため、平成30年度は国保税率を改正することが必要となりました。今後も、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保税の税率改正をしていきます。



【国民健康保険税の改正内容】

区分	算定区分	平成29年度	平成30年度	比較
医療費給付分 (加入者全員に課税)	所得割税率	6.5%	7.5%	1.0%増
	資産割税率	30%	0%	廃止
	均等割額	20,000円	22,000円	2,000円増
	平等割額	22,000円	22,000円	据え置き
後期高齢者支援金等分 (加入者全員に課税)	所得割税率	2.8%	2.8%	据え置き
	資産割税率	15%	0%	廃止
	均等割額	9,000円	9,000円	据え置き
	平等割額	10,000円	10,000円	据え置き
介護納付金分 (40歳から64歳までの人に課税)	所得割税率	1.3%	1.8%	0.5%増
	資産割税率	10%	0%	廃止
	均等割額	7,000円	10,000円	3,000円増
	平等割額	4,000円	0円	4,000円減
合計	所得割税率	10.6%	12.1%	1.5%増
	資産割税率	55%	0%	廃止
	均等割額	36,000円	41,000円	5,000円増
	平等割額	36,000円	32,000円	4,000円減

※所得割額は所得から33万円を控除した額に所得割率を乗じた額、均等割額は加入者一人あたり、平等割額は一世帯あたりに課税されます。

カルチャーセンターコンピュータ研修室貸出しのお知らせ

☎ 社会教育課 社会教育係 ☎ 282-0888

カルチャーセンター2Fのコンピュータ研修室の貸出しを次の日程から再開します。

予約方法は、ご利用日の3ヵ月前から、カルチャーセンター窓口にて受付します。お電話での予約はできませんのでご注意ください。

平成30年7月1日(日)から再開!

※大会議室・第2会議室・第3会議室・視聴覚室の貸出しについては未定です。